

贈収賄防止のためのグローバル方針

1. 贈収賄防止へのコミットメント

事業における贈収賄行為は、正当な商取引を阻害するだけでなく、反社会的勢力の資金源になる等の弊害も予想され、公正で自由な競争市場を確保すべく、世界各国で贈収賄に対する規制が強化されています。パイオラックスグループは、「パイオラックスグループ行動規範」における「4. 公正・自由な競争、透明な関係」の精神を基礎とし、贈収賄行為に対していかなる違反も許さない姿勢で臨むことを宣言し、各国および地域で適用される贈収賄防止関連法令および社内規程を遵守します。

2. 適用範囲

本方針は、パイオラックスグループ（株式会社パイオラックスおよび子会社）のすべての役員および従業員（以下「従業員等」といいます。）に適用されます。

3. 定義

ビジネスパートナーの定義

ビジネスパートナーとは、パイオラックスグループが業務、部材、設備等を発注する取引先（サプライヤー、委託先業者、販売代理店、エージェント、コンサルタント等をいい、業種は問いません。）をいいます。

4. 基本原則

（1）贈収賄行為に関する法令および規則の遵守

パイオラックスグループは、公正な社会の実現に資するため、事業活動を行うすべての国および地域において、各国および地域の贈収賄防止法、腐敗防止法、倫理規定など、不適切な供応、贈答品、金銭、無償の用益、その他一切の利益（まとめて「一切の利益」といいます。）の供与や受領を禁止するすべての法令や規則を遵守します。

（2）贈収賄行為の禁止宣言

パイオラックスグループは、法令および商習慣に照らして明らかに許容される場合を除き、国内外を問わず、公務員またはこれに準じる者に対してであるか民間企業の従業員等に対してであるかにかかわらず、直接か間接かにかかわらず、かつ、支出や負担が会社か個人かにかかわらず、贈収賄および贈収賄の疑いを招く行為（一切の利益の供与もしくはその申出もしくは約束、ビジネスパートナーからの一切の利益の受領、または行政手続きを円滑に進めるための公務員等に対する支払（ファシリテーションペイメント）をいいます。）も行いません。

5. ビジネスパートナーに対する要求

パイオラックスグループは、ビジネスパートナーに対しても、本方針またはこれと同内容の遵守を求めます。

6. ビジネスパートナーに対する適正な会計処理の記録

パイオラックスグループは、本方針に係る会計処理を会計帳簿に事実に基づく正確な記録を行い、当該帳簿に関する証跡資料と合わせて保管します。

7. 贈答および接待等に関する手続

業務上の必要性から、法令および商習慣に照らして明らかに許容される利益の供与や受領については、法令遵守の目的でパイオラックスグループが規定する贈収賄防止グローバル管理規程に定める手続または規則を遵守して行います。

8. パイオラックスグループ内の対応

(1) 教育方針

パイオラックスグループは、定期的および必要があると認めるときに随時、贈収賄等に関する教育を従業員等に対し実施します。

(2) 内部公益通報制度

パイオラックスグループは、従業員等およびビジネスパートナーが、贈収賄防止法、腐敗防止法、本方針およびグループ内倫理規定に違反、または違反する疑いがある場合、パイオラックスグループにおいて定める内部公益通報に関する規程に従い、速やかに報告がなされる体制を確立します。

(3) 定期的な監査

パイオラックスグループは、本方針の遵守状況について、社内監査担当部門により定期的および必要があると認めるときに随時、監査を受ける体制を確立します。

(4) 贈収賄防止に関する体制および対策見直し

パイオラックスグループは、贈収賄防止へのコミットメントおよび本方針の適切な運用のため、パイオラックスグループが規定する贈収賄防止グローバル管理規程等の関連する社内規程について、適宜改訂を行います。

以上

2016年9月制定

2025年6月9日 改訂

最終確認日：2025年6月9日

株式会社パイオラックス

代表取締役社長

山田 聡